



平成24年10月5日

鳥取県議会議長 伊藤 美都夫 様

発議者 鳥取県議会議員

鉄永  
斉木  
伊藤  
森岡  
澤谷  
広谷

幸紀  
正保  
俊夫  
紀男  
直樹



### 谷村悠介議員に対する懲罰動議

次の理由により、谷村悠介議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び鳥取県議会会議規則第101条第1項の規定により動議を提出します。

### 記

#### 理由

10月5日本会議、谷村議員の一般質問において、議長の再々の制止にもかかわらずルールを無視して発言を繰り返して行う等、議員辞職どころか全く反省も無く自らが被害者のごとくの発言、かつ決して看過できない発言がありました。

よって、鳥取県議会会議規則第50条（発言内容の制限）及び第93条（秩序及び品位の尊重）に抵触しており、懲罰を求めるものであります。